

昭和32年8月12日第三種郵便物認可
毎月1回1日発行 平成25年6月1日 No. 741

労働基準情報

岩手

June

6
2013



『朝焼けの雲(八幡平)』 写真：眞館弘治

高めよう
一人ひとりの安全意識
みんなの力でゼロ災害

(安全週間スローガン)

〔目次〕

全国安全週間	2
熱中症を防ごう!	3
「職場意識改善助成金」のご案内	4・5
第12次労働災害防止計画(抜粋)	6
クウェスチョン	7
次世代法に基づき4社を認定	8
インフォメーション、労働保険年度更新	9
講習会のお知らせ	10・11

今月は「全国安全週間準備期間」です。
安全を最優先する企業文化である安全文化の醸成に努めましょう。

高めよう 一人ひとりの安全意識 みんなの力でゼロ災害

(全国安全週間スローガン)

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で86回目を迎えます。

本週間
7/1～7
準備期間
6/1～30

労働災害による死亡者数は、年々減少してきましたが、平成21年から大幅な増減を繰り返しています。一方、労働災害による死傷者数は、平成22年から3年連続の増加となり、極めて憂慮すべき事態となっています。特に、産業構造の変化等により、製造業、建設業等の労働災害の占める割合が減少し、小売業、社会福祉施設等の労働災害の占める割合が増加しています。

労働災害を防止するためには、トップから安全衛生の担当者、労働者までの事業場の全員が現場を確認し、機械設備の安全基準や作業手順などの基本的なルールを守ることに加え、事業者から労働者一人ひとりまでの安全に対する意識や危険感受性を高めることにより、労働者の安全を確保し、労働災害ゼロを目指していく必要があります。

平成25年度の全国安全週間は、

「高めよう 一人ひとりの安全意識 みんなの力でゼロ災害」

をスローガンとして展開し、この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図ることとなりました。



安全週間及び準備期間中に各職場で実施する事項は次のとおりです

- ① 経営トップは安全について所信を明らかにし、自らが率先して職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
- ② 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
- ③ 作業上の注意喚起の「見える化」等、分かりやすく全員で取り組みやすい安全活動の募集及び発表を行う。
- ④ 安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
- ⑤ 作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等を実施する。
- ⑥ 安全についての作文、写真、標語等の募集及び発表を行う。
- ⑦ 安全に関する視聴覚教材等を活用した講演会等を開催する。
- ⑧ 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
- ⑨ ホームページ等を活用し、自社の安全活動等について社会に発信する。
- ⑩ 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
- ⑪ 「安全の日」等の設定を行う。
- ⑫ その他安全週間及び準備期間にふさわしい行事を行う。

熱中症を防ごう！

岩手県では、熱中症による労働災害が、平成22年が83件、平成23年が48件、平成24年が80件発生しています。それ以前は10件前後で推移してきていますので、ここ3年ほどの間は多発傾向にあるといえます。

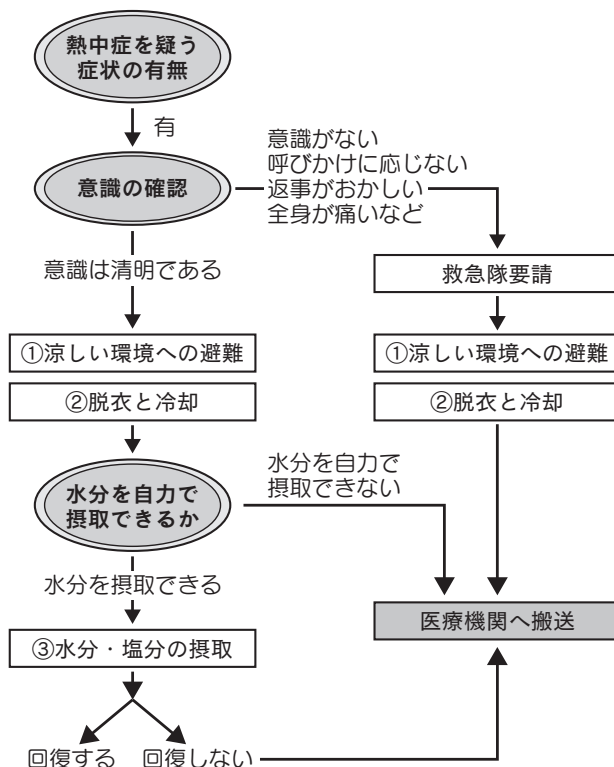
また、平成22年は2名、平成24年は1名の熱中症による死亡労働災害が発生しております。

熱中症は、「体内の蓄熱量が増加し、放熱が追いつかない状態で、水分やミネラルのバランスが崩れるなど体内の調整機能が破綻して現れる全身性の温熱障害をいう」とされており、高温多湿下の環境や運動や作業を行うときにみられるものです。このため、単に気温が高いだけでなく、湿度、通風、日照や高温物からの放射熱が関係しますし、その日の体調や暑さに身体が慣れているかどうか（熱順化）も関係します。

6月期は、気温が上がり、湿度が高まる時期ですし、暑さに身体が慣れていない時期でもありますので、熱中症が多発する時期となっています。職場の作業環境管理、作業管理、作業者の健康管理、安全衛生教育に努めてくださるようお願いします。

また、熱中症の予防に努めることはもちろんですが、もし、作業中に熱中症が疑われる状況となった場合は、速やかな対応が重要となります。救急措置が遅れて、死亡災害に至った事例もありますので、右図を参考に、熱中症が疑われる場合は、躊躇なく医療機関への搬送をお願いします。

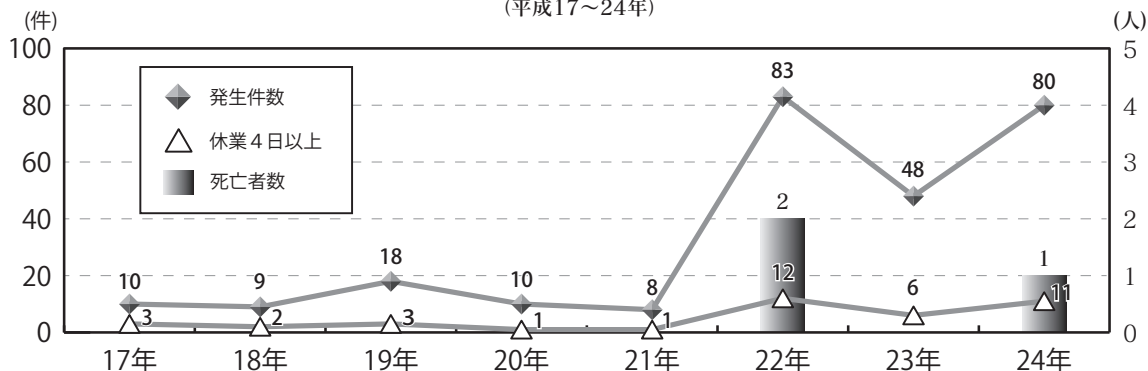
熱中症の応急処置（現場での応急処置）



※上記以外にも体調が悪化するなどの場合には、必要に応じて、救急隊を要請するなどにより、医療機関へ搬送することが必要であること。

熱中症年別発生状況

(平成17～24年)



中小企業事業主の皆さまへ

「職場意識改善助成金」のご案内

「労働時間等の設定の改善」※により、職場の士気を高めたり、仕事と生活の調和に取り組む中小企業事業主を支援します



- 「デジタコ」を導入して業務効率を改善したい
- 労務管理について専門家に相談したい
- 有給休暇の取得を促進して社員のやる気をアップさせたい

思い立った、いまがチャンスです!!

※「労働時間等の設定の改善」とは、各事業所における労働時間、年次有給休暇等に関する事項についての規定を労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応して、より良いものとしていくことをいいます。

対象事業主

雇用する労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が9日未満または月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

中小企業事業主の範囲→

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成内容

1. 2つの助成コース ～取り組みに応じていずれかの助成コースを選んでください

(1) 職場意識改善コース(支給上限額:20万円)

＜支給対象となる取り組み＞

- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 外部専門家によるコンサルティング
- 就業規則・労使協定等の策定・見直し

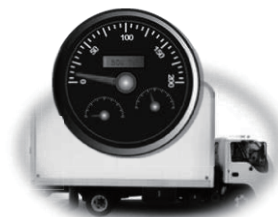


(2) 労働時間管理適正化コース(支給上限額:60万円)

＜支給対象となる取り組み＞

- 労務管理用ソフトウェア
- 労務管理用機器
- デジタル式運行記録計(デジタコ)
- テレワーク用通信機器

などの導入・更新



2. 成果目標の設定 ～具体的な数値目標の達成を目指してください

支給対象となる取り組み（表面参照）は、以下の「成果目標」の達成を目指して実施してください。

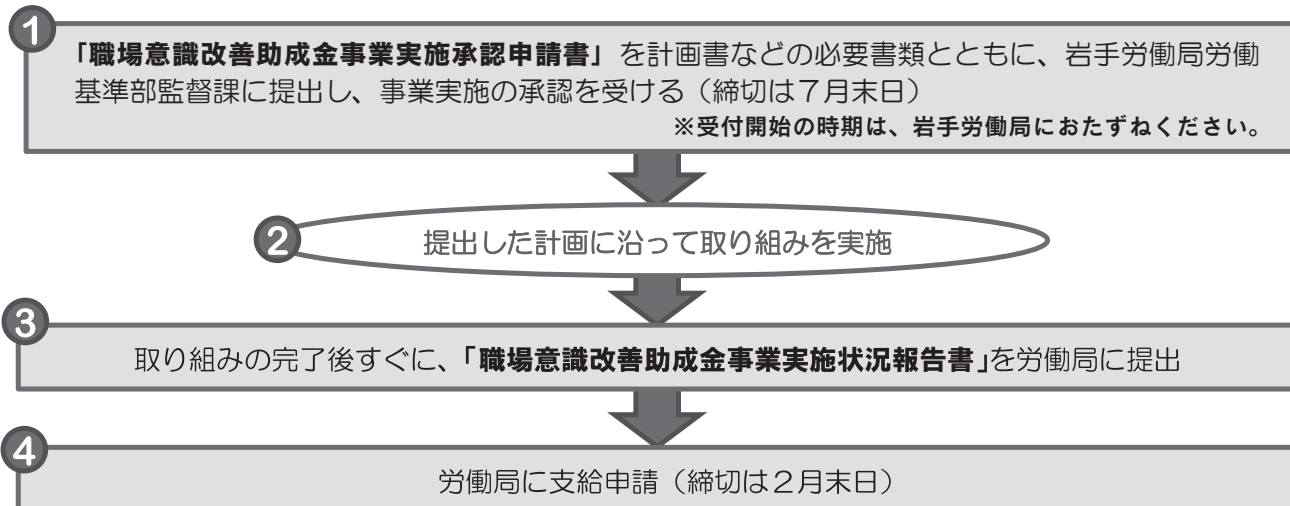
目的	成果目標	備考
a 年次有給休暇の取得促進	労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数（年休取得日数）を <u>1日以上増加させる</u>	年次有給休暇の年間平均付与日数と年休取得日数の差が1日未満の場合は、日数にかかわらず年休取得日数を増加させる
b 所定外労働の削減	労働者の月間平均所定外労働時間数（所定外労働時間数）を <u>1時間以上削減させる</u>	所定外労働時間数が1時間未満の場合は、時間数にかかわらず所定外労働時間数を削減させる

3. 支給額 ～取り組みの実施に要した経費の一部を、目標達成状況に応じて支給します

助成コース	対象経費	助成額
職場意識改善コース	謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、消耗品費、委託費	対象経費の合計額の1/2 × 補助率
労働時間管理適正化コース	機械装置等購入費、消耗品費、委託費 ※汎用パソコンや、スマートフォンなど通常の事業活動に伴う経費と区別できないものを除く。	対象経費の合計額の1/2 × 補助率

成果目標の達成状況	a、bともに達成	どちらか一方を達成	どちらも未達成
補助率	3/3	2/3	1/3

利用の流れ



お問い合わせ先

岩手労働局労働基準部監督課 ☎019-604-3006



5月号からの続き

4 重点施策ごとの具体的取組

※ (1) (2) (3) は5月号に掲載しました。

(4) 心身両面の健康確保、職業性疾病防止対策の推進

① メンタルヘルス対策

目標：平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場（労働者数50人以上）の割合を80%以上とする。

- a メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組
- b ストレスへの気づきと対応の促進
- c 職場復帰対策の促進

② 過重労働対策

目標：平成24年と比較して、平成29年までに月80時間を超える時間外労働を行わせる雇用者の割合を10%以上減少させる。

- a 健康管理の徹底による労働者の健康障害リスクの低減
- b 働き方・休み方の見直しの推進

③ 腰痛予防対策

目標：平成29年までに社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させる。（再掲）

- a 腰痛予防教育の強化
- b 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及（再掲）

④ 熱中症予防対策

目標：平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の熱中症による休業4日以上労働災害死傷者数（それぞれ5年間の合計値）を20%以上減少させる。

- a 熱中症予防のために必要な措置と救急処置の周知を図るとともに、これらに基づく労働者教育の徹底を図る。
- b 熱中症対策製品の適切な選択のための注意喚起を行う。

⑤ 化学物質による健康障害防止対策

- a リスクアセスメントの促進と危険有害性情報の適切な伝達・提供
- b 作業環境管理の徹底と改善

⑥ 受動喫煙防止対策

- a 普及・啓発
- b 受動喫煙防止対策の強化

⑦ 粉じん障害防止対策

別途策定する粉じん障害防止総合対策推進計画に基づき、粉じん発生源対策、呼吸用保護具の適正な着用、適切な健康管理の実施及びじん肺予防等に係る教育の実施等を推進する。

(5) 全産業に共通する労働災害防止の取組み

① リスクアセスメントの普及促進

- a 中小規模事業場へのリスクアセスメントと労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進
- b 建設業の元方事業者と関係請負人によるそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントの実施促進
- c 労働衛生分野のリスクアセスメントの促進

② 高年齢労働者対策

- a 身体機能の低下に伴う労働災害防止の取組
- b 基礎疾患等に関連する労働災害防止

③ 季節的要因等に関連する労働災害の防止

- a 転倒等冬季特有の労働災害防止
- b 熱中症対策

④ 安全衛生教育等安全衛生管理対策の推進

⑤ 交通労働災害防止対策の推進

(6) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

- ① 専門家と労働災害防止団体の活用
- ② 業界団体との連携による実効性の確保
- ③ 安全衛生管理に関する外部専門機関の活用
企業の安全衛生を側面から支援する外部専門機関の活用について、周知を図る。



パート労働者の有給休暇

Q 当社には1日5時間労働、週5日勤務で、6か月の有期労働契約の更新を繰り返し、入社して満3年になるパート労働者がおりますが、このたびこの労働者から有給休暇の請求がありました。

当社では、パート労働者には有給休暇の制度はないので、これまでも有給休暇を与えたことはありませんし、その請求を断るつもりですが、問題ないですよ。

A 労働基準法第39条では、使用者は、雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、10労働日の有給休暇を与えなければならないほか、継続勤務の年数に応じ表1のとおり有給休暇を与えなければならないと規定しています。

この有給休暇は、週所定労働日数が5日以上または週所定労働時間が30時間以上のアルバイト、パート、嘱託等の労働者についても同様に扱わなければならないとされています。

また、週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者については、表1の

日数に応じ比例的に表2のとおり与えなければなりません。

なお、継続勤務とは、労働契約の存続期間、すなわち事業場における在籍期間を指すものとされており、有期労働契約を継続して更新してきた場合、実質的にも労働関係が継続しているものと判断され、勤続年数を通算することになります。

さらに、有給休暇の請求権は、労働基準法第115条の規定により、2年間で時効によって消滅するとされ、すなわち使用していない有給休暇の日数については、翌年度に繰り越すものとされています。

よって、このパート労働者は、週所定労働日数5日で3年間継続勤務していることから、出勤率が8割以上であれば、下の表に照らして当年度12日、これまで有給休暇を使用していなかったので前年度11日、合計23日の有給休暇の請求ができることになります。

以上により、請求されても有給休暇を与えなかった場合は労働基準法第39条違反となりますから、パート労働者等にも有給休暇制度を設けるよう改善が必要です。

表1

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

表2

週所定労働日数	年間所定労働日数	継続勤務年数						
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
4日	169～216日	7	8	9	10	12	13	15
3日	121～168日	5	6	6	8	9	10	11
2日	73～120日	3	4	4	5	6	6	7
1日	48～72日	1	2	2	2	3	3	3



次世代法に基づき4社を認定

—仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を認定—

次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定・届出、計画の目標の達成等、一定の基準を満たした場合、申請により、「基準適合一般事業主」として厚生労働大臣の認定を受け、認定マークを商品、求人広告等に使用することができます。また、認定企業に対し、建物等の割増償却が可能となる税制優遇制度が設けられています。

岩手労働局が新たに認定した4社の主な取り組み状況は以下のとおりです。

杜陵高速印刷株式会社

1 届出目標の実施内容

- (1) 小学校就学前までの所定外労働免除制度を導入した。

2 その他、認定に必要な要件の実施内容

- (1) 男性2名が子の看護休暇を取得し、出産した女性の全員が育児休業を取得した。
- (2) 全体会議において年次有給休暇活用・計画的取得について議論した。

株式会社平金商店

1 届出目標の実施内容

- (1) 育児休業者代替要員要項を作成し実施した。
- (2) 子の看護休暇制度中、1日を有給扱いとした。

2 その他、認定に必要な要件の実施内容

- (1) 男性1名が子の看護休暇を取得し、出産した女性の全員が育児休業を取得した。
- (2) 小学校就学前までの育児短時間勤務制度を導入、小学校6年生までの子を対象とした傷病等による施設利用費助成制度を導入している。
- (3) 毎週水曜日をノー残業デーとし、年次有給休暇3日連続取得を奨励している。

株式会社テレビ岩手

1 届出目標の実施内容

- (1) 異動に伴う転校時期等によって生じる二重家賃の軽減のための新制度を導入した。
- (2) 残業集計結果を社内イントラネットに掲載し、残業時間の管理と削減を徹底した。
- (3) 子育てする一般利用者が社内施設を利用しやすいよう多目的トイレの設置等を行った。

2 その他、認定に必要な要件の実施内容

- (1) 男性1名が子の看護休暇を取得し、出産した女性の全員が育児休業を取得した。
- (2) 小学校就学前までの短時間勤務制度を導入した。

山口北州印刷株式会社

1 届出目標の実施内容

- (1) 育児・介護等両立支援の相談窓口を設置し周知した。
- (2) 仕事と家庭の両立に関するリーフレットを作成し、社員に配布した。
- (3) 毎週水曜日をノー残業推進デーと定め、社内掲示にて周知した。

2 その他、認定に必要な要件の実施内容

- (1) 男性1名が育児休業を取得し、出産した女性の全員が育児休業を取得した。
- (2) 小学校就学前までの所定外労働免除制度を導入した。

職場のハラスメント 対策セミナーのご案内

一セクハラ、パワハラ対策について
具体的事例も踏まえ分かりやすく説明します—

日 時：平成25年6月19日(水) 13:30~15:30
場 所：盛岡第2合同庁舎3階共用会議室（アイーナ西隣）
対 象：人事労務担当者等、70名
※定員になり次第、締め切らせていただきます。

お問合せ・セミナー参加申し込みは
岩手労働局雇用均等室（電話019-604-3010）



インフォメーション

新会員事業所のお知らせ

4月に加入された事業所をご紹介します

支部名	事業所名	所在地
盛岡	(株)北興業	盛岡市
宮古	東和食品(株)	宮古市
宮古	(株)宮古地区産業振興公社	宮古市
宮古	(株)ティエフシー	山田町
宮古	福館造船所	山田町
宮古	(有)花崎自動車钣金塗装	山田町
宮古	(株)陸中たのはた ホテル羅賀荘	田野畑村
釜石	(株)アイアン車体	遠野市
釜石	大安環境(有)	大槌町

支部名	事業所名	所在地
釜石	結通信サービス(株)	釜石市
釜石	特別非営利活動法人 カリタス釜石	釜石市
花巻	(株)商報舎 北上事業所	北上市
一関	社会保険労務士すずき事務所	一関市
一関	(有)フジユー住宅岩手営業所	一関市
一関	いい明日マッサージ治療院	一関市
一関	(有)アビュー	一関市
一関	小野寺建築	平泉町
大船渡	特定非営利活動法人 防災・市民メディア推進協議会	大船渡市

労働保険年度更新



- 労働保険制度は、労働者が業務又は通勤により負傷したり病気になった場合や失業した場合等の際に、労災（補償）給付や失業等給付を行うとともに、労働者の福祉の増進を図ることを目的とした国が行う保険事業です。

平成25年度の労働保険年度更新は、6月3日(月)から7月10日(水)までとなっています。事業主の皆様には、この期間中に平成24年度の確定保険料を精算し、併せて平成25年度の概算保険料の申告・納付を行っていただくことになります。

また、石綿健康被害救済のための一般拠出金についても申告・納付が必要になります。

年度更新申告書は5月末に送付される予定ですので、期日までに最寄りの金融機関等において手続きを終えるようお願いいたします。

- 申請により、労働保険料・一般拠出金について、口座振替による納付を行うことができます。口座振替をご希望される方は、所定の申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

- 厚生労働省では、年度更新業務の一部を民間事業者へ外部委託することとしています。6月3日から9月13日までの間、年度更新申告書等の記載内容について、民間事業者から問い合わせをさせていただくことがありますので、ご了承ください。

- ご不明な点は、岩手労働局総務部労働保険徴収室（電話019-604-3003）または最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせください。

講習会のお知らせ

25年8月迄のご案内

区分	講 習 名	実 施 日	場 所	定 員	申 込 先	受 講 料	テキスト代
技 能 講 習 等	有機溶剤作業主任者技能講習	7/23(火)～24(水)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,450	1,680
	特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	7/11(木)～12(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,450	1,680
	プレス作業主任者技能講習	8/1(木)～2(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	9,450	1,470
	玉掛け技能講習	6/10(月)～12(水)	花巻市交流会館他	30	花巻支部	21,000 (一部免除者) 18,900	1,600
		6/10(月)～12(水)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
		7/9(火)～11(木)	花巻市交流会館他	30	花巻支部		
		8/6(火)～8(木)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		8/6(火)～7(水)・9(金)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部		
		8/6(火)～8(木)	久慈市立中央公民館他	30	二戸支部		
		8/21(水)～23(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		8/22(木)～24(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		8/22(木)～23(金)・25(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	6/17(月)～20(木)	花巻市交流会館他	40	花巻支部	28,350	1,575
		6/18(火)～21(金)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
		7/2(火)～5(金)	釜石職業訓練協会	30	釜石支部		
		7/2(火)・8(月)～10(水)	釜石職業訓練協会	10	釜石支部		
		7/12(金)～15(月)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		7/16(火)～19(金)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		7/22(月)～25(木)	花巻市交流会館他	40	花巻支部		
		7/23(火)～26(金)	気仙教育会館	30	大船渡支部		
		8/26(月)～29(木)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部		
		8/26(月)～29(木)	花巻市交流会館他	40	花巻支部		
	フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	6/17(月)・24(月)	花巻市交流会館他	20	花巻支部	11,550	1,575
		8/26(月)・30(金)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
	小型移動式クレーン運転技能講習	6/11(火)～12(水)・14(金)	釜石職業訓練協会他	20	釜石支部	27,300 (一部免除者) 25,200	1,600
		6/25(火)～27(木)	花巻市交流会館他	30	花巻支部		
		7/8(月)～10(水)	岩手労働基準協会研修センター	20	盛岡支部		
		7/9(火)～11(木)	気仙教育会館他	30	大船渡支部		
		7/9(火)～11(木)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
		7/25(木)～27(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		7/25(木)～26(金)・28(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		7/29(月)～31(水)	花巻市交流会館他	30	花巻支部		
		8/21(水)～23(金)	岩手労働基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
	ガス溶接技能講習	7/1(月)～2(火)	岩手労働基準協会研修センター	40	盛岡支部	9,450	840
		7/29(月)～30(火)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
		8/1(木)～2(金)	久慈市文化会館アンバーホール他	40	二戸支部		
		8/5(月)～6(火)	宮古高等技術専門学校	40	宮古支部		
	安全衛生推進者養成講習	8/5(月)～6(火)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	8,400	1,260
		8/28(水)～29(木)	新日鐵住金健康保険組合健康センター	30	釜石支部		

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
特別教育	アーク溶接特別教育	6/20(木)～21(金)	福祉の里センター他	30	大船渡支部	8,400 9,450	1,050
		7/29(月)～30(火)	宮古高等技術専門校	40	宮古支部		
		8/27(火)～28(水)	二戸市民文化会館他	30	二戸支部		
	クレーン運転業務特別教育	6/6(木)～7(金)	釜石職業訓練協会他	30	釜石支部	8,400 9,450	1,500
		6/13(木)～14(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部		
	小型車両系建設機械運転特別教育	6/6(木)～7(金)	岩手労働基準協会宮古支部他	40	宮古支部	12,900 13,950	1,600
		7/16(火)～17(水)	花巻市交流会館他	20	花巻支部		
	粉じん作業特別教育	6/21(金)	岩手労働基準協会研修センター	30	盛岡支部	4,200 5,250	630
		7/4(木)	アイ・ドーム	30	一関支部		
	低圧電気取扱業務特別教育 (開閉器の操作)	6/28(金)	岩手労働基準協会宮古支部	40	宮古支部	6,300 7,350	630
		7/5(金)	気仙教育会館	30	大船渡支部		
		8/7(水)	岩手労働基準協会研修センター	60	盛岡支部		
	研削といしの取替え等の業務 特別教育	6/17(月)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,250 6,300	1,155
	酸素欠乏危険作業特別教育	7/30(火)	気仙教育会館	30	大船渡支部	5,250 6,300	1,260
		8/6(火)	アイ・ドーム	30	一関支部		
その他	職長教育	6/6(木)～7(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部	11,550 12,600	840
		7/2(火)～3(水)	花巻市技術振興会館	48	花巻支部		
	職長・安全衛生責任者教育	6/26(水)～27(木)	気仙教育会館	30	大船渡支部	11,550 12,600	1,470
		7/4(木)～5(金)	岩手労働基準協会研修センター	50	盛岡支部		
	第1種衛生管理者試験準備講習	6/10(月)～11(火) 及び 6/17(月)～18(火)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	12,600 14,700	6,510
	安全管理者選任時研修	8/8(木)～9(金)	岩手労働基準協会研修センター	100	本 部	12,600 14,700	1,470
	危険予知普及講習	8/22(木)	気仙教育会館	30	大船渡支部	6,000	

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段(斜字)＝会員以外です。
 ■ 受講料・テキスト代は消費税込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
 ■ 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本 部	019-681-9911	019-681-1018	honbu@iwateroukikyo.com
盛 岡 支 部	019-681-1076	019-681-1018	morioka@iwateroukikyo.com
宮 古 支 部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜 石 支 部	0193-55-4380	0193-55-4381	kamaisi@iwateroukikyo.com
花 巻 支 部	0198-24-9511	0198-23-6303	hanamaki@iwateroukikyo.com
一 関 支 部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大 船 渡 支 部	0192-47-3882	0192-47-3887	ofunato@iwateroukikyo.com
二 戸 支 部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

クイズでゲット

6月になると熱中症の発生が心配されます。暑い日が続いた平成24年において岩手県では熱中症の労働災害は何件発生したでしょうか。

- ① 80名
- ② 48名
- ③ 83名

ヒント 本誌3ページに関連記事

●応募方法

●締め切り

●宛先

●賞品及び発表

●5月号の正解

①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。

平成25年6月25日(火)消印有効

〒020-0857 盛岡市北飯岡一丁目10-25

(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て

FAX 019-681-1018

eメール honbu@iwateroukikyo.com

応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。

②



釜石市の花 はまゆり 写真提供：釜石市

はまゆりはユリ科の多年生草木で、正式名は「スカシユリ」といい、海岸やがけ地に自生しています。花びらが6枚ある様に見えますが、花びらは3枚で、後の3枚は萼になります。

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

闘いは始まっている前夜祭

明日の大会のために英気を養う前夜祭ですが、油断は大敵です。ライバルは飲んだ振りをしてあまり酒を飲まずに、体調を整えています。

(川柳原生林3月号〈杜若〉河野康夫作品より)

岩手の死亡災害(4月末)

製 造 業	0	(3)
鉱 業	0	(0)
建 設 業	0	(0)
運 輸 業	0	(0)
林 業	1	(1)
商 業	1	(1)
そ の 他	1	(0)

累 計 3 (5)
() 内は前年同期

編 集	後 記
-----	-----

2040年の人口予想が発表された。岩手県の人口は10年の133万人から40年には93万8千人との推計で減少率は29.8%とのこと。併せて高齢化も進み40年には39.7%とのことであり、社会保障や暮らしに大きな影響が生じてくるのは間違いない。

人口減や高齢化は働き手が減少する

ことを意味し、将来高齢者の活用が求められてくるものと考える。

4月から改正高齢者雇用安定法が施行され、65歳までの雇用が義務付けられたが、高齢者は聴力や視覚など様々な機能が低下してくることもあり、高齢者が安全に働ける職場への環境整備が急がれる。(Y,N)

発 行 平成25年6月1日
定価 1部 100円
〔 会員事業所の購読料
は年会費に含む 〕

発 行 所 公益財団法人岩手労働基準協会
盛岡市北飯岡一丁目10-25
〒020-0857/☎019-681-9911/FAX019-681-1018
編集・発行人 中村靖夫